

# 中国の「政治と法」早わかり

## 百科検定試験挑戦

2016年2月12日まだ5週間あり

# 1. 3級～1級出題内容

『中国百科検定問題集』全級・全問題分布

政治と法			
	ものしりコース・3級	中国通コース・2級	百科老師コース・1級
憲法	制定年	82憲法の改正回数	1947憲法の部分的停止
	国籍を有する者＝公民		54年憲法制定前の臨時憲法
	憲法上一切の権力は？		
国会	全国人代	全人代の前身	人民代表直接選挙実施は
	国家主席	憲法上の最高権力機関	共産党総書記＝国家主席は誰から
	特赦の決定	国務院の前身	
	国務院総理	国家主・副主席代行は	
	外交使節応接		
行政	国務院の長		国務院の前身
	歴代総理(周恩来)		
軍	武装力の種類	軍事委員会は国家と党	作戦・実行・部隊の指揮権
	建軍記念・八一		
一国両制	特別行政区		香港基本法の解釈権持つのは
統一戦線	政治協商会議の性質	政協初代主席	
	政協とは		
共産党	名称	総書記が党トップ・誰から	党中央委員はどこで選出
	意思決定機関	司法関係を扱う委員会	

以下、網掛部分は山本が結構歯ごたえあると思った設問

政治と法(続)

民族			
	自治区の数		
居住・移動	常住人口 移動自由の憲法規定	居民身分証管理機関	居民身分証の年齢別通用期間
婚姻	法的結婚年齢 結婚後の夫婦の姓 重婚罪		何年別居で裁判で離婚できる
土地所有	種類(都市と農村) 土地の吉凶		民国期登記制度以前の権利証明
農村制度		村とは 労農同盟の漢語表記	
刑罰	刑法の処罰 労働改造刑とは	死刑の方法	治安管理处罰の種類
経済法	企業所得に課す税は 事業単位とは	会社の種類、正式には	契約法上の主体は 個人・家庭で商工業を営む者
法全般			法を象徴する神獣

# 例示;ものしりコース・三級

設問1 人民共和国最初の憲法制定年

(①1911②1949③1954④1982)

設問5 特赦の決定

(①全人代常務委②**國務院**③最高人民檢察院  
④最高人民法院)

設問9 外交使節接受

(①**国家主席**②海関総署③北京市長④釣魚台国賓館)

設問10 武装力は。人民解放軍・民兵十何

(①紅衛兵②**中国人民武装警察**③上海協力機構軍  
④八路軍)

設問23「移動の自由」規定は何年憲法

(①全憲法②1954③1975④1982)

設問25 中国で重婚罪にならないのは

(①二重の事実婚②**一夜のみの関係**③二重の結婚  
登記④正妻と内縁の妻)

設問27 中華人民共和国農村の土地は誰の所有

(①国有②農民個人所有③**村など集団所有**④家族  
共同所有)

設問29 刑法が定める主刑のうち最も軽い

(①罰金②**管制**③拘役④警告)

設問30 1か月以上6か月未満の「労働改造刑」は

(①拘留②**拘役**③懲役④労働教養)

設問21「事業単位」とは スライド12図参照

(①**非営利活動組織**②営利活動組織③国有企業④  
実習科目)

# 例示；中国通コース・二級

設問1 現行82年憲法の改正回数

(①1②2③3④4)

設問5 国家主席、副主席とも欠く場合は誰が

(①国務院総理②共産党総書記③全人代常務委員会委員長④北京市長)

設問6 中央軍事委員会が置かれているのは

(①軍事科学院②国務院国防部③共産党紀律審査委員会④国家および共産党)

設問7 中国人民政治協商会議初代主席

(①巴金②劉少奇③周恩来④毛沢東)

設問15 共産党内に設けられる司法関係統轄機関は

(①人権委員会②政法委員会③人民法院④人民検察院)

設問10 憲法上の「労農同盟」の表記は

(①工農共生②工農聯盟③兼業同盟④労働農家)

設問14 死刑の方法は「銃殺」と何

(①絞首②電気椅子③注射④斬首)

設問11 中国における会社は「有限公司」と何

(①郷鎮公司②無限公司③股份(こふん)有限公司④事業公司)

# 例示；百科老師コース・一級

設問1 1947年憲法を部分的に停止したのは  
(台湾省戒嚴令を除く)

(①国連憲章②五箇条のご誓文③動員戡(かん)乱  
時期臨時條款(かん)④預備立憲の上諭)

設問5 人民解放軍の「作戦」の立案・実行・部  
隊の指揮権をもつのは

(①紀律審査委員会②国務院総理③中央軍事委員  
会④国防部)

設問8 香港特別行政区基本法の解釈権は

(①国務院②中国人民政治協商会議③マカオ最高  
裁判所④全人代常務委員会)

設問11 居民身分証16歳用は何年通用

(①2年②10年③20年④30年)

設問13 中華民国期の土地登記制度整備以前  
に土地の権利を証明したのは

(①契約書②族譜③戸籍④辞賦)

設問14 治安管理処罰は「警告・罰款(ばっか  
ん)・許可証取り消し」以外に何

(①懲役②兵役③答(むち)④拘留)

設問9 契約法上の主体は、「自然人・法人」と  
何

(①国家②政党③少数民族④その他の組織)

# あと1か月、合格できます！！

## 基本

①公式テキスト『中国百科』〔政治と法〕pp.105-136通読。重要な箇所、分かりにくい個所に赤線・マーカーを引く。

②『中国百科検定問題集』〔政治と法〕pp.028-035の各コースごとの設問に先ず答え、解答欄で正解を確かめ、不正解の問題番号に赤印をつけ、正解を覚える。そののち、各コース末記載の「ポイント解説」を読み、知識を深めておく、考える習慣を。

## 忙しい方

基本②を必ずやってみる。2級をめざす方は基本①②を必ずやる。1級をめざす方は、今日のお話をふりかえり、考える努力を続ける。

## 2. 「ポイント」から学ぶ

## Point

公式制度を理解するには、まず『中国百科』の「政治と法」を通読し、さらに憲法を通読することを勧めたい。中国語版は各種のサイトで紹介している。日本語訳としては高橋和之編『新版 世界憲法集 第二版』（岩波書店、2012年）および同書所掲参考文献などがある。国家機関ならびに共産党機関の正式名称およびそれらを担う主要な人物名などを覚えれば中国報道も理解しやすくなる。前衛政党が国家活動全般を指導する体制は、1920年代以来の国民党統治下（1990年代までの台湾含む）および共産党統治下の中国（中華人民共和国成立前の根拠地を含む）の特徴である。

政治秩序の面から言えば、党機関の意思決定があり、それが国家機関に提案され、国家機関で決定されて国家意思となる。

法秩序の面から言えば、国家機関が主体であり、党は国家の中の一団体であって、国家法の枠組みで行動している建前となる。この両面から中国の公式秩序を説明できるようにすることが重要である。

法制度については、全面的市場メカニズム導入の産物（1992年以降）か否かで整理するとわかりやすい。憲法は上記の政治システムを反映しているので1992年以降もあまり変わっていない。

中華人民共和国現行憲法（1982年制定・その後4回修正）の日本語全訳は、サイト「恋する中国」で全文読むことができます。検索で「中華人民共和国憲法・日本語」と入れ、クリックすればトップに出てきます。ぜひ、ザッと読んでみましょう。

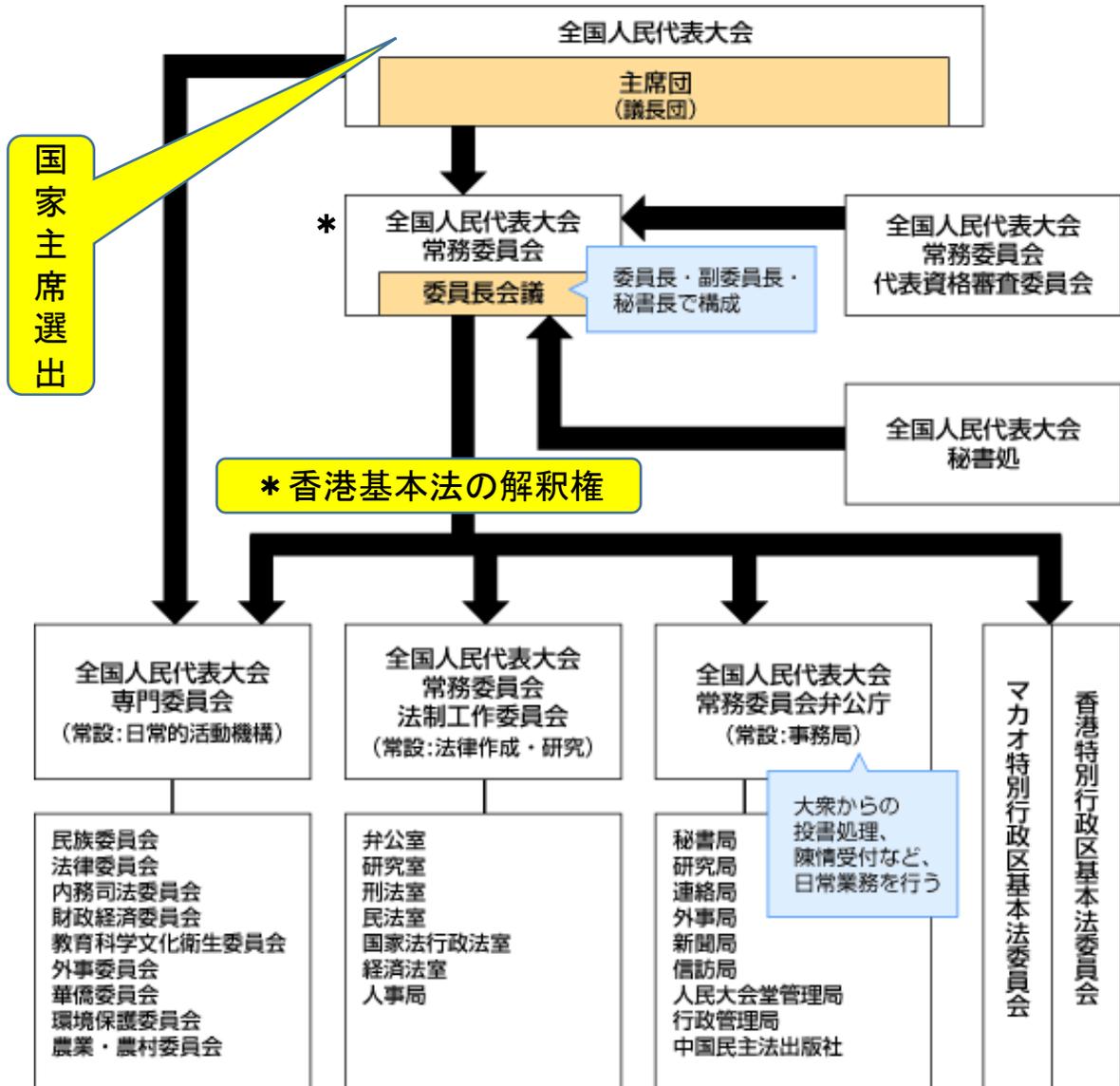
## Point

法については、専門用語があり、日本人でも日本法について詳しい人は少ない。まして外国法となればなおさらである。他面、中国とビジネスや文化交流などを行なうときには、法の面での知識が必要になる。3級はその基礎にあたる部分が試される。中国憲法に目を通しつつ、それと比較しながら日本国憲法に目を通すのもよいだろう。中国で中華人民共和国憲法の愛好者がどれほどいるのかわからないが、日本では日本国憲法の愛好者は少なくない。それぞれの歴史が背景にあることなので考える値打ちのある事柄である。

国家機関として押さえておくべきなのは、全国人民代表大会、全国人民代表大会常務委員会、國務院、最高人民法院、最高人民檢察院、中央軍事委員会、国家主席などである。また、これらの中国での略称と日本のメディアが用いる略称なども知っておくと報道が理解しやすくなる。その他の用語としては「公民」「人民」「企業」「事業」なども日本語とは必ずしも一致しない中国の文脈での意味があるので注意されたい。

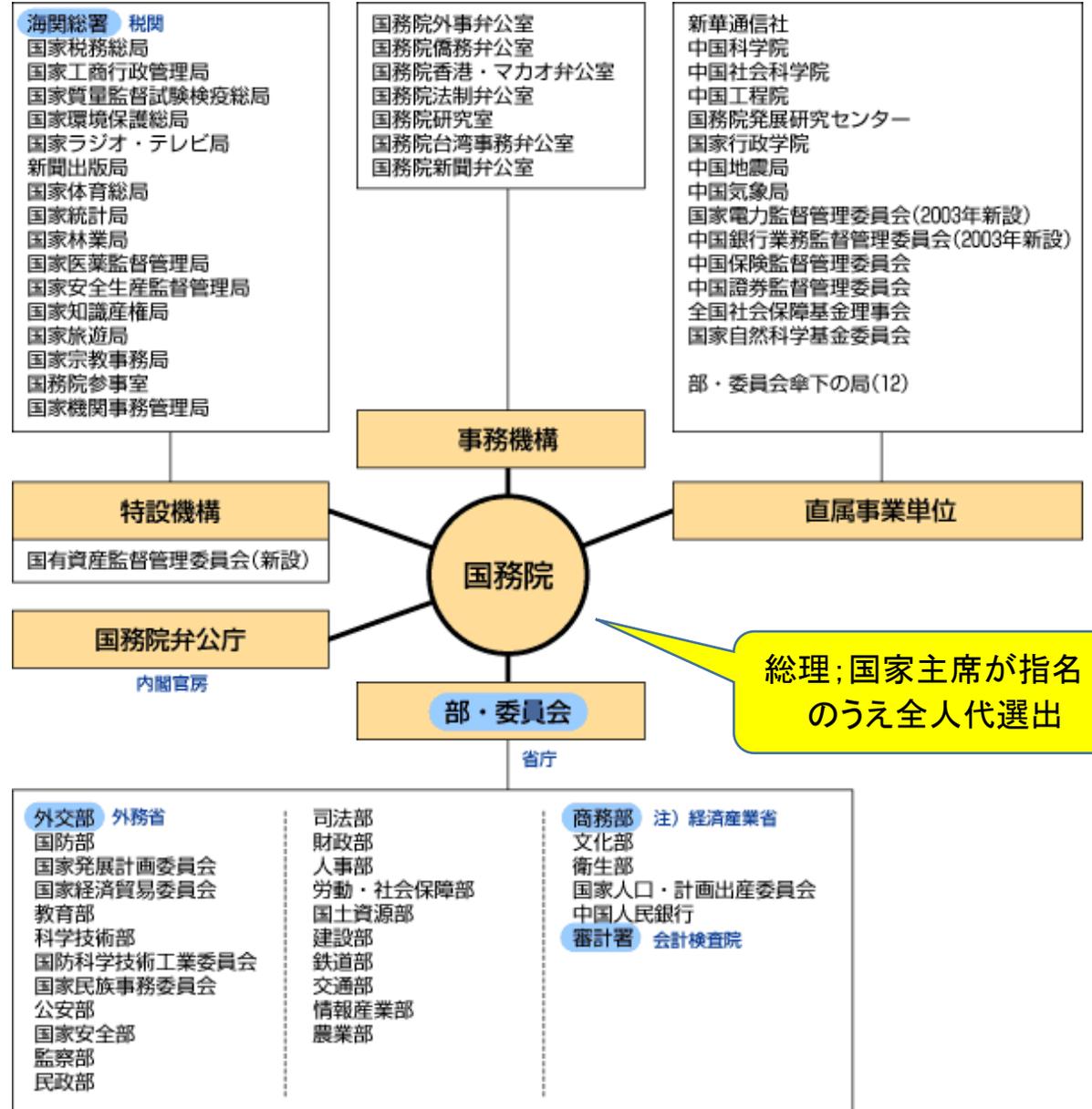
現行の1982年憲法においては、都市の土地は国有、農村の土地は集団所有となっている。こうした土地制度は中華人民共和国成立以来のものではない。将来的にも変わる可能性を否定できない。読者においても注視されたい。

# 全国人民代表大会・国務院



2017/2/12

出典: <http://kccn.konan-u.ac.jp/keizai/china/08/01.html>



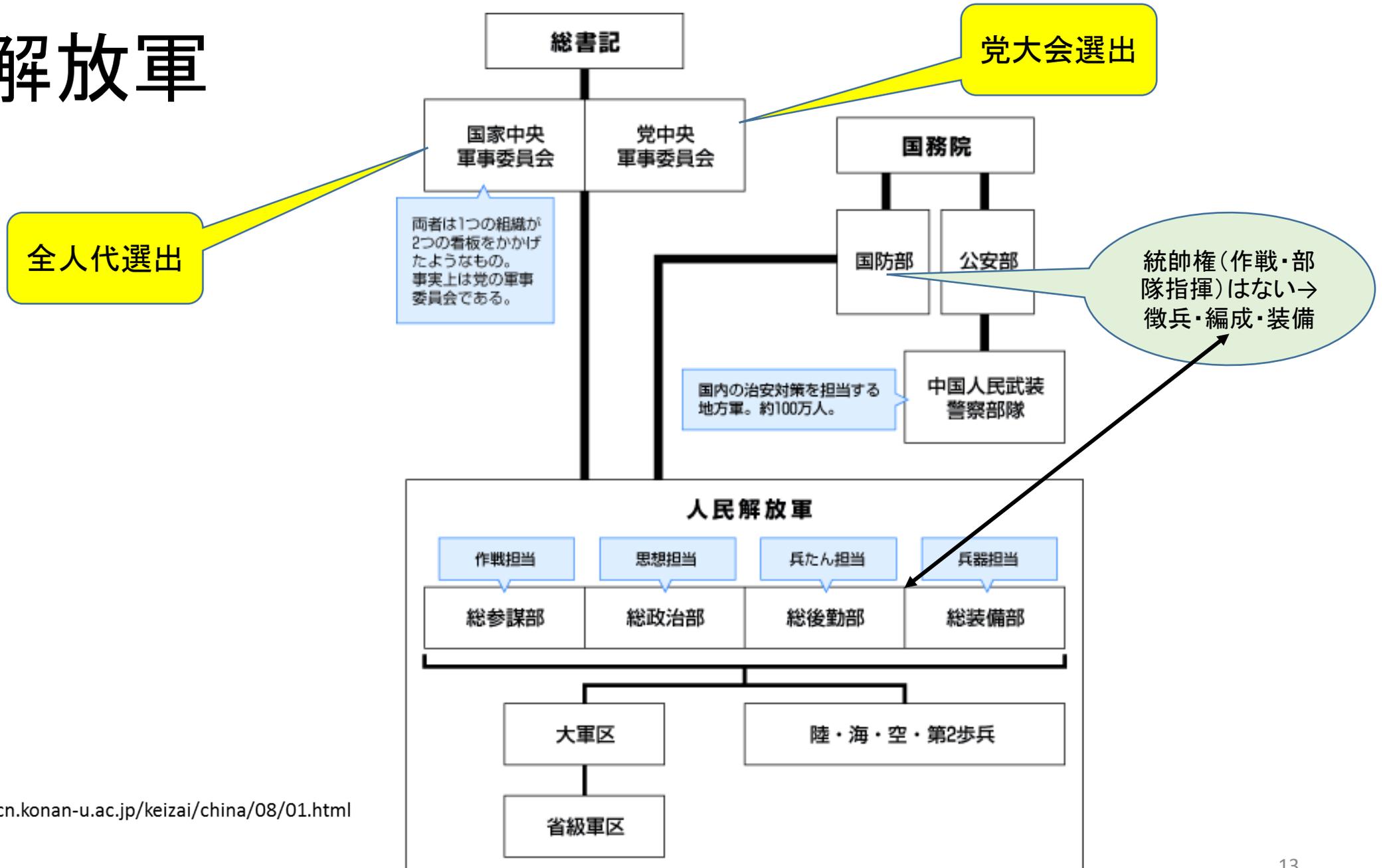
総理; 国家主席が指名のうえ全人代選出

注) 対外貿易經濟合作部と国家經濟貿易委員会が統合・名称変更。

\* 欄外は日本で相当するもの

出典: <http://www.kanekashi.com/blog/2010/11/001442.html>

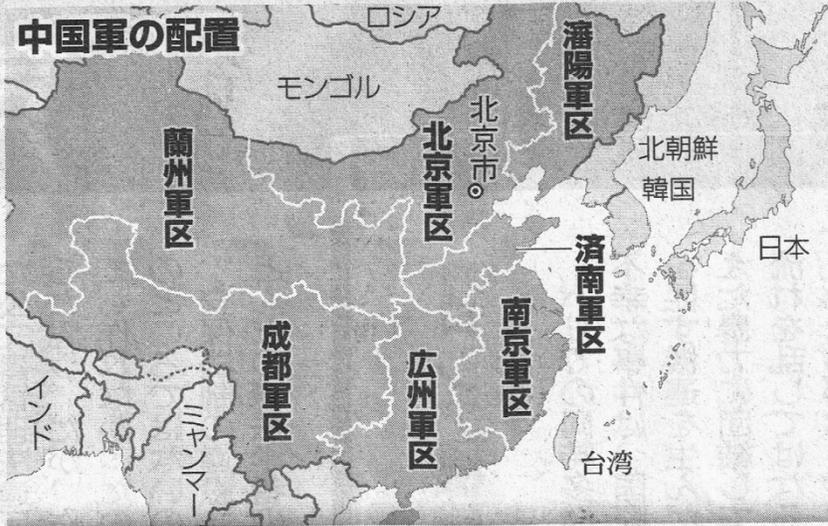
# 人民解放軍



出典: <http://kccn.konan-u.ac.jp/keizai/china/08/01.html>

2015.11.27

業新 局員



体制づくりを目指す。

### 中国軍の機構図と主な戦力

防衛白書などから



力を高めるため部隊の規模

## 軍の現代化・専門化・精鋭化・情報化 機構改革(2016年2月)

- \* 陸軍中心の7大軍区  
→5戦区(東部・西部・南部・北部・中部)
- \* 陸軍中心の4総部  
→各戦区に陸海空からなる作戦指揮部新設  
第2砲兵は「ロケット軍」に改組  
権限を中央軍事委員会とくに習近平主席に集中

既成の覇権に対して、新たな力が台頭するのはパワーポリティクスの世界の常識。中国が覇権を求めないで、協調世界のリーダーとなる重要な条件は、日米が中国を敵視しないこと、日本が平和憲法の道を堅持することである。

「中国百科検定」解説シリーズ ⑤

政治と法の部 中央軍事委員会

高見澤磨



『公式テキスト中国百科』

2013年に出版された『公式テキスト中国百科』の114頁は中央軍事委員会という項目を立てています。2015年から2016年にかけて中央軍事委員会の下にある軍組織の大きな変更があり、115頁で概説した内容とは異なるものとなっています。

総参謀部・総政治部・総後勤部・総装備部の4総部は、より細かく7大部(辦公庁・聯合参謀部・政治工作部・後勤保障部・裝備發展部・訓練管理部・国防動員部)、3委員会(紀律検査委員会・政法委員会・科学技術委員会)、5直屬機構(戰略企劃辦公室・改革編制辦公室・國際

軍事合作辦公室・審計署・機關事務管理總局)の15になりました。陸軍は7つの軍区に分かれていましたが、改組で陸軍から独立した統合組織として5戦区となり、各戦区に陸海空軍の各部隊が属するようになりました。陸海空軍のほか、新

な軍種としてロケット軍(中国語名「火箭軍」)かつ「第2砲兵」と戰略支援部隊(中国語も同じです。その任務の詳細は不明です。サイバー戦や宇宙間利用ではないかとされています)が設けられました。

従来は4総部7軍区を解体・再編し、中央軍事委員会主席(現在は習近平党総書記・国家主席が任にありますが)の権限を強化するものと見られます。(東京大学東洋文化研究所教授)

## Point

2級レベルでは、制度の歴史的背景や具体的な法の定めなどの基礎知識が試される。現行の制度を理解するためには中華人民共和国成立以来のいきさつについても一定の知識が必要である。中華人民共和国の制度を歴史的に理解するためには、清末から中華民国期の歴史についての知識も必要である。また、これらを理解しておけば台湾の現行制度を理解する上でも役立つ。

党の指導（「領導」）とは言いつつも、他面では民主党派と呼ばれる政党や各種の団体や無党派人士などとの統一戦線もまた中国の多様性を理解する上で重要な事項である。共産党が中国の多様性を自覚し、各種の意見に耳を傾ける姿勢を見せることが党の指導の1つの表現でもある。各種の団体や地域に党組織が求められる場合も統制的側面と御用聞き的側面とがある。

人々の自治や権利については、法的に公式に認められ現実にも享受可能なものの、法的には認められていてもその実質的実現には困難が伴うもの、法的には認められていないが富と運とによって享受されるものなどがある。『中国百科』では1つ目に重点を置いて紹介している。なお、戸籍制度で紹介している新世代型居民身份证はICカード型で指紋情報も入力可能ではあるが、テキスト執筆時点ではまだ入力作業は行なわれていない。

## Point

1級では、かなり詳細な事柄についての知識が試される。中国ビジネスや各種の交流事業やメディア関連の実務にあってクライアントや同僚に中国のことを説明する立場にあるならばどの程度のことを知っているべきかという観点から中国の政治や法に対して興味を持ってほしい。もし中国人と結婚するならば、もし中国で生産・流通拠点の仕事につくならば、長期に住むならば、どのようなことに留意すべきだろうか、といったような想像力を働かせると中国関連の情報を自らと関わりあるものとすることができる。また、実体験ある人の話をより深く理解して会話を楽しむことができる。

法制度については、民商法・経済法のように欧米や日本・台湾・韓国などと少なくとも表面的にはあまり変わらず、対話容易な分野と、憲法や刑事法のように政治体制と関わって根本原理からして異なるものがある。中国には法はない、とか、法があっても役に立たない、といった俗説にはあまり耳を傾けない方がよい。法令類についてはコンピュータによる検索が必要なほどの数がある。役立ち度についてはどの社会でも定量的に計測することは難しい。関連法令が整い、関係者がそれらについて慣熟している場合であって、権利のための闘争をする気構えさえあれば、相当に役に立つ。

3. 4. では、知識を得るとともに  
「考えるクセをつける」ということ  
はということかを意識して、学  
んでください。試験の範囲は  
気にしていません。

## 3. 法に基づく国家統治（法治）

憲法上の法治主義・1999年改正憲法

法治主義の強調・18期4中全会（2014年）

# 「人治から法治へ」は**快拳**

- 1年ぶり2014年10月に開催された中国共産党中央委員会第4回全体会議は「**法にもとづく国家統治**」を徹底することを決めた。「社会の活力を引き出し、社会的公正と正義を促進し、社会的な調和と安定を擁護し、党と国家の長期的安定をはかる」という習近平総書記の言葉には、この間、幹部の腐敗一掃に努めてきた共産党が、行政・司法・経済・社会の運営全般に法律を基礎とする一段と高いレベルでの統治方式を確立する決意がみなぎっている（「」内は習近平総書記による「4中全会」説明の言葉）。

## 決定8つのポイント

- ①法による国家統治
- ②法による政策決定
- ③司法の独立
- ④司法の分権
- ⑤国民の権益
- ⑥法律専門家の職業保証
- ⑦法による執政
- ⑧人事の配置

『人民網日本語版』2014.10.24

# 人民の権益を損なわない

- 決定では「憲法を核心とする法体系」、「法の前に人々は平等である」ということを基礎に、現代的な統治を実現するという壮大な展望が示されています。「言をもって法に代え」、「権力をもって法を抑えつけ」、「私欲をもって法をないがしろにする」というような依然横行する行為は、「社会主義的法治原則に反し、人民大衆の権益を損ない、党と国家の事業の発展を妨害する」と厳しく戒めています。このたびの決定は、「大衆の切実な利益に関わる領域での法的効力の強化」という文言に示されるように、庶民の怒りと不信を強く意識したものであることがうかがえます（以上、「」内は決定文書の言葉）。

# 共産党の指導と法治との関係は

- マスコミ報道では、「中国改革『反腐敗』の次へ」(朝日10.21)、「目指すは中興の祖」(日経10.27)などと注目しつつ、「『法治』で統制強化」(日経10.24)、「法治掲げ(香港)長官選に介入」(日経10.25)など、独自の分析を行っています。確かに、決定では「党の指導は法による国家統治の全過程を貫く」ものであり、「社会主義的法治は党の指導を堅持しなければならず、党の指導は社会主義的法治に依拠しなければならない」という原則を掲げています。「党の指導」は憲法の定めであり、これも順法なのでしょう。いずれにしても、「中国の国情と実際から出発し、特色ある社会主義の道を歩み、他国のモデルを無批判的には参照しない」(習近平説明)ことが強調されています。

# 期待しつつ、冷静に注目

- 法治の確立は中国の国民にとってかけがえのない願いであることは疑いありません。同時に、改革開放の30有余年、法治が強調されてきてなお「共産党の指導」の名で「人治」が絶えなかった経緯、「一国両制」と言いながら香港へも統治強化が進行する状況、法治の徹底が新たな矛盾を生み出さないか、冷静に見守っていきましょう。

「中国共産党18期4中全会決定」日本語訳全文は  
→『人民網日本語版』トップ頁  
→検索欄「4中全会決定」

# 「人治」とか「長官の意志」 は毛沢東時代の遺物？

コネや裏口取引が横行し、決定や法律を尻目に、トップや幹部の気持ち一つでものごとが動く、検察・裁判でさえそれに左右されるという弊害はよく知られてきましたが、改革・開放の時代に入って「人治」との決別、「法治」の確立がくり返し強調されてきました。毛沢東時代と比べると法制の整備も著しく進んでいます。しかし、2013年からの3年半の間に102万人の党幹部が摘発・処分され、中央委員、中央政治局委員、政治局常務委員でさえ、目を疑うような不正蓄財を働く事態は庶民の間には知れ渡っており、怒りと不信が渦巻いています。

# 4. 共産党の指導性とは

立憲主義とは「法の支配」＝国民による国家権力に対する制約

# フランス・フクヤマ

(スタンフォード大学FS国際研究所上席研究員) 『朝日新聞』2014.11.8(オピニオン・インタビュー)

- 「中国は最も早く『近代国家』を成立させました。官僚制があって中央集権的で、能力本位で、さほど縁故主義ではない。中国はそうした制度をつくるのが得意です。ただ、そこには、『法の支配』や『民衆に対しての説明責任』という仕組みがない。この2つは国家を縛り、国家権力が公共的な目的で使われるよう担保するものです」。
- 「権力行使に制度的な抑制がきかないため、中国に悪い皇帝(トップ)が出たときには、対処する方法がない。これは歴史的に中国が抱えている問題で、未解決なままです」。

## 共産党＝超法規的存在という理由；「法治」と「党治」との両立

「1999年憲法改正においては「社会主義法治国家」という概念が強調された。これは『人治』から『法治』への流れを憲法上確認するものである。但し、この『法治』は、国家は国家権力が定めた法に従って統治されるという概念であり、国家権力を制限する『法』の存在を認める『法の支配』の概念とは別のものである。また、法の制定主体である国家権力は共産党により指導される存在である。したがって、この『法治』と『党治』（共産党による支配）は両立する概念である」。

\* 森川伸吾(弁護士)「中国の国家制度の憲法的枠組み」『法律文化』1999年No.4(通巻189号)

すなわち、中国では「党治」が「法治」を抑え込む可能性を常に有しているという意味では、法が国家権力を制限する効力を最終的には持たない。それゆえ超法規的存在なのである。



# 国家体制と共産党一党支配;その憲法的枠組

「中華人民共和国憲法〔82年制定、88、93、99、04年改訂〕」序言(前文)

- 中国新民主主义革命的胜利和社会主义事业的成就，是中国共产党领导中国各族人民，在马克思列宁主义、毛泽东思想的指引下，坚持真理，修正错误，战胜许多艰难险阻而取得的。

(国家目的部分での指導性の明記)

- 社会主义的建设事业必须依靠工人、农民和知识分子，团结一切可以团结的力量。在长期的革命和建设过程中，已经结成由中国共产党领导的，有各民主党派和各人民团体参加的，包括全体社会主义劳动者、社会主义事业的建设者、拥护社会主义的爱国者和拥护祖国统一的爱国者的广泛的爱国统一战线，这个统一战线将继续巩固和发展。

(国家目的達成の担い手部分での指導性の明記)

# 中国における「法治」のありかた

森川伸吾弁護士解説

- 政党制度に関し、憲法前文においては中国共産党の政治面での指導的地位が明記されている。共産党は政治に対する支配的影響力を事実上有するが国家機関ではなく、法的な意味での国家権力を行使するものではない。なお、共産党以外にも「民主党派」と呼ばれる八つの政党があるが、これらは「共産党の指導を受け入れて共産党に協力する」という存在であり、共産党と対立するものではない。
- ところで、1999年憲法改正においては「社会主義法治国家」という概念が強調された。これは「人治」から「法治」への流れを憲法上確認するものである。但し、この「法治」は、国家は国家権力が定めた法に従って統治されるという概念であり、**国家権力を制限する「法」の存在を認める「法の支配」の概念とは別のものである。また、法の制定主体である国家権力は共産党により指導される存在である。したがって、この「法治」と「党治」(共産党による支配)は両立する概念である。**

(森川弁護士は、東京大・法、北京大・法、ニューヨーク大・ロースクール卒業、京大大学院教授、立教大特任教授を経て、現在、曾我法律事務所パートナーを務める、40代気鋭の法律家)

# 知識人の言論封殺は国富を棄損する

知識人についても信頼と寛容が必要である。中国共産党の憲法的枠組みそのものに疑義を呈し、「体制批判」に及ぶ知識人もいるが、ほとんどの知識人は共産党の存在意義とその国家的指導性を認め、たうえで、その問題点や指導性のレベルに批判を投げかけているのである。**腐敗の裏側には権力の乱用がある**ことは習近平氏も認めている(4中全会決定「法治社会の確立」説明でも随所で)。これに対する批判や提言をも「体制批判」として警戒し、言論統制によって知識人の批判的精神を封殺するというのは、なんとも硬直的で、勿体ない話である。

# 5. 憲法のおさらい

# (1) 憲法の歴史

## 中華民国期

### a. 中華民国憲法(1947)

清末の「立憲君主制」、辛亥革命後の「立憲共和制」、というように憲法が目指されるが、紆余曲折を経、1947年によようやく「中華民国憲法」が制定されたが、1948年内戦期に「動員戡乱(かんらん)時期臨時條款」で憲法上の権利停止、台湾政府に引き継がれるが1949年戒嚴令により、87年同令解除、91年戡乱期終了までは効力をもたなかった。

## 中華人民共和国期

### a. 臨時憲法(1949)「中華人民政治協商會議共同綱領」

### b. 憲法制定(1954)「中華人民共和国憲法」

### c. 文革期憲法(1975)「中華人民共和国憲法」

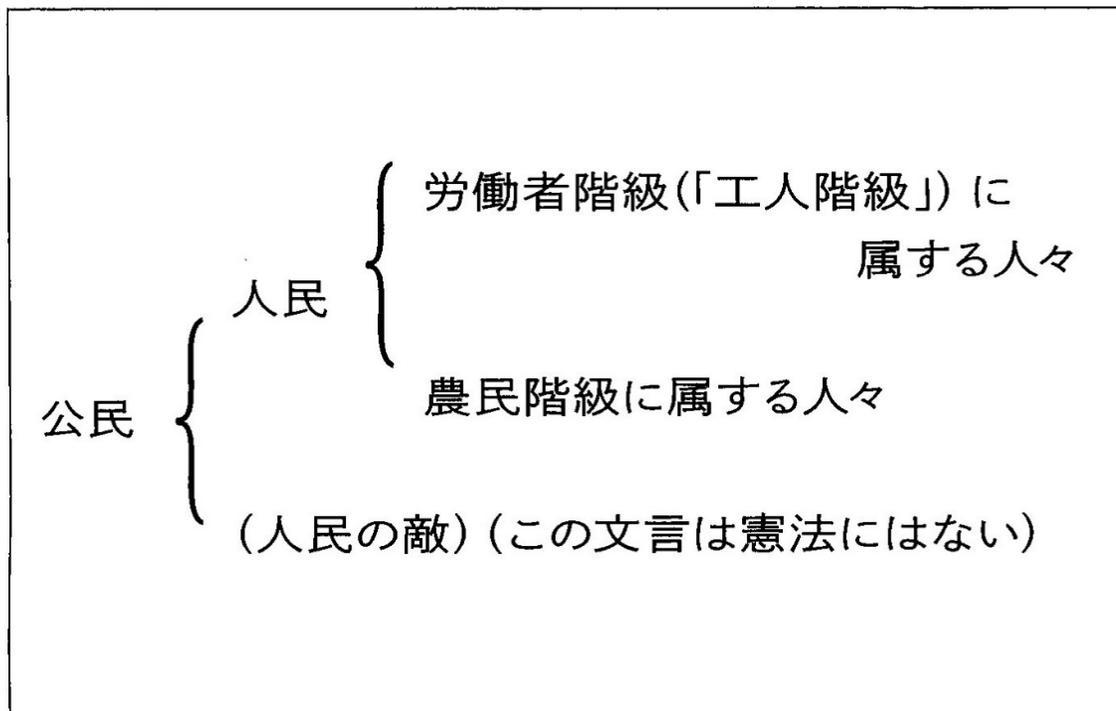
### d. 改革・開放憲法(1978)「中華人民共和国憲法」

### e. 現行憲法(1982)「中華人民共和国憲法」

以後4回の改正。88、93、99、04年。

## (2) 公民と人民(テキストp.123)

### 中華人民共和国国籍者の憲法的分類



「公民」「人民」概念図。社会矛盾は人民内部の矛盾と敵味方間の矛盾とに分けられる。

# 附録；経済産業

経済分野			
	ものしりコース・3級	中国通コース・2級	百科老師コース・1級
経済基本方針 (経済改革)	92-93年に確立した制度	社会主義市場経済化路線、何年	中国＝国家資本主義論者の根拠
	改革前の従業員保障	改革開放最初の停滞の事件名	社会主義市場経済の内容
	改革前の1・2・3産業比率		「三高一低」発展方式
	現在の産業比率		伝統的社會主義の三本柱
			改革・開放開始期の人口
産業		2010年最大国内生産額は	産業構造高度化の法則
		2013年世界トップ生産でない産業	中国対内直接投資千億ドル超過何年
農業	農業の経営主体の中心	農業生産は増加？	
	農民工の規模	主要穀物自給率	
	中国農業の中心問題	農林水産で近年増加が比較的遅い	
		「大寨に学べ」は何産業の合言葉	
生活	エンゲル係数の動向		2013年エンゲル係数
経済格差	地域格差の趨勢		
エネルギー	最大のエネルギー供給源		化石燃料中、石油・石炭・天然ガス比率は
	石油の輸出入動向		
対外経済	貿易依存度の基本趨勢	WTO加盟年度	2011年貿易依存度
	中国の貿易量の世界順位	国連復帰の年代	輸出に占める外資企業の比率
	貿易黒字の稼ぎ頭	貿易依存度ピークは06年、何%	貿易量で世界トップ何年？
	日本の貿易の最大相手、何年から	外貨準備高の世界順位	恒常的な貿易黒字何年から？
		08年以降の特徴的対外経済政策	改革開放後、中国の貿易最大相手日本
		広東-香港間の独自の加工貿易	だったのは 何年まで
	三資企業とは	外貨準備日本を抜いた年	

## 例示；ものしりコース・3級

設問11；中国の貿易黒字の稼ぎ頭は産業別ではどれ

- ①自動車②化学製品③農林水産④**繊維・アパレル**

## 例示；中国通コース・2級

設問4；現在、中国の農業生産は増えてる？

- ①**増えている**②減っている③ほとんど変わらない④減少の後増えている

設問5；主要穀物自給率

- ①65%②75%③85%④**95%**

設問6；近年の農林水産業で生産量の発展が他に比べ遅いのは

- ①野菜②**穀物**③畜産④水産業

設問13; 急増する外貨準備高を背景に2008年以降の対外経済関係の特徴は

- ①入先出法②**対外投資**③離婚対策④外資導入

## 例示; 老師コース・一級

設問1; 「中国＝国家資本主義」論者の最大の前提は

- ①**市場経済＝資本主義**②資本主義＝私企業体制③社会主義＝自然経済④資本主義＝株式会社制度

設問3; 「三高一低」の三高は「高排出」、「高消耗」、もうひとつは

- ①高成長②高効率③高就業④**高投資**

設問5; 改革開放政策開始時1978年の人口はどのくらい?

- ①8億②9億③**10億**④11億

設問6; 経済発展にともない産業の中心は第一次産業、第二次産業、第三次産業へと移行するが、これは何という法則と呼ばれているか。

- ①マルクスの法則②マルサスの法則③マーフィの法則④ペティ・クラークの法則

設問15; 中国の化石燃料中、石炭、石油、天然ガスの依存比率として正しいものは？

- ①20:47:33②40:27:33③60:17:33④80:17:3

設問11; 中国が恒常的な貿易黒字を出すようになったのはいつから

- ①1978年②1994年③2001年④2008年